

2011年12月

3-5-1 Shiba, Minato-ku, Tokyo
105-0014

Tel (03) 3769-6791

Fax (03) 3769-6792

32 Akashi Machi, Chuo-ku, Kobe
650-0037

Tel (078) 322 2770

概要

- 認定処理業者との契約締結要件は、依然として2012年1月1日に中国の全港で実施される見込み。
- 推奨される業務委託契約(Annex II)、および同契約を海外の船舶運航者のために代理人が交渉し、それに署名するための委任状(Annex III)がこのサーキュラーに添付されている。
- 認定汚染処理業者(SPRO)のリストの一部がこのサーキュラーに含まれている(Annex I)。このリストは、「海事局」(MSA)のウェブサイト英語版では未発表ながら、間もなく掲載される見込み(訳注: Annex I (SPROのリスト)の日本語版は作成されず、したがってこのサーキュラーには添付されません。英語版をご参照ください)。

メンバー各位

船舶による海洋汚染の防止と管理に関する中華人民共和国條例 (Regulations of the People's Republic of China on the Prevention and Control of Marine Pollution from Ships)

背景

これまでのサーキュラーでは、「船舶による海洋汚染の防止と管理に関する中華人民共和国條例」(條例)およびそれによる船舶の所有者・運航者に対する次の要件の実施延期についてお伝えした。その要件とは、(a)ばら積みの汚染・有害貨物を輸送中のすべての船舶、あるいは(b)10,000gtを超えるその他すべての船舶(訳注:空船を含む)、の所有者・運航者に対し、「海事局」(MSA)認定の汚染処理業者との業務委託契約を、当該船舶の中国入港以前に締結することを求めるものだ。

メンバー各位には、MSAの告示に従い、全認定業者のリストは11月末までに発表される予定である旨を以前にお伝えした。国際グループ(IG)は、MSAとの連絡を保ち、MSAや様々な「船舶汚染処理業者」(SPRO)および船主その他の関係者らとの会合を持つために11月に北京を訪問した。IGはMSAに対し、2012年1月1日の條例実施が延期されなければメンバーによる対応が難しくなる点につき、引き続き注意を呼びかけた。しかしながらIGの理解では、認定SPROとの契約締結要件は依然として2012年1月1日に実施される予定であり、船主・船舶運航者にとっては、認定処理業者との契約締結のために残された時間は非常に短い。全認定SPROのリストは未発表であるが、発表された1級SPROのリストの一部がこのサーキュラーAnnex Iに掲載されている。IGの理解するところ、認定SPROの追加リストが間もなく出される予定ではあるが、全SPROのリストが発表されるのは年末近くになりそうだ。

SPROのリストが発表された後、メンバー各位が必要な契約の交渉・署名を遅滞なく実行できることを確実にしめるため、「推奨される業務委託契約書」、および同契約を代理人が海外の船舶運航者に代わって交渉し、それに署名するための「委任状」がこのサーキュラーのAnnex II およびAnnex IIIにそれぞれ掲載されている。

認定SPROのリストは、それが発表されれば中国MSAのウェブサイト(www.msa.gov.cn)および次のMSA汚染対応専用ウェブサイトに掲載される。

http://www.osp.cn/new/Index_news_disp.asp?nid=1088&Title=国内动态

Annex I に掲載されている認定SPROの一部のリストは、MSAウェブサイト英語版では未発表ながら、間もなく英語版が出されるものと思われる。

契約の交渉と契約書への署名

各位にはこれまで、SPROとの契約を締結し、それに署名すべき(船舶)「運航者」(operator)という言葉が、MSAにより「船舶の所有者、管理者または実際の運航者」と定義されていることをお伝えしている。中国非居住の運航者については、その旨の委任があれば、(香港やマカオを除く)中国本土各港の船舶代理店、現地法律事務所その他の合法的団体が運航者に代わって契約を交渉し、それに署名することが認められる。迅速さが求められるなど、場合によっては船長が運航者に代わって契約書への署名を求められることもあろうが、その場合も船長への委任状が依然として必要となる。

IGはまた、海外の運航者に代わって契約を交渉しそれに署名する代行役務を提供する中国居住の海事代行業者が複数あることを認識している。これらの代行業者と、彼らが船主に提供する役務の詳細はクラブにお問い合わせいただきたい。

Annex Vには、SPROとの契約につき代行役務を提供できるHuatai Insurance Agency & Consultant Service Ltdの詳細が盛り込まれている(訳注:これら代行業者のリストと代行役務契約書が盛り込まれたAnnex Vの日本語訳は作成されませんので英語版をご参照ください)。

中国に居住する、または中国に現地事業所を持つメンバー各位はSPROとの契約を直接交渉し、それに署名しなければならない。IGの理解では、この契約要件は中国の海岸線にある諸港を訪れる船舶にのみ適用され、中国内方航路にある諸港のみを訪れる船舶には適用されない¹。

中国に事務所を持たず、自らに代わって契約を交渉し、それに署名する代理人(代行業者)の起用をお望みのメンバー各位は、そのためにこのサーキュラーAnnex IIIに盛り込まれた委任状(識別名「2011年12月6日付けIG LoA」)をご利用いただきたい。署名済みの委任状の写し一部が代行業者からMSAに提出される。

署名済みの契約書については、写し一部がSPROからMSAに提出されるが、別の写し一部を常に本船で保管する必要がある。

認定SPROは、それぞれの資格と処理能力に従ってMSAが1級から4級まで分類しているが、1級が最も高い等級だ。これまでメンバー各位には、船舶運航者は添付のAnnex IVに示された各船の大きさと船種に応じて(各等級の)認定SPROとの契約を締結される必要があるとお伝えしている。

Annex IVに示された大きさと船種に該当し、2012年1月1日以降に中国の港を訪れる各船は、適切な等級1、2、3または4に該当するSPROとの契約を各寄港ごとに締結する必要がある。これは中国諸港を定期的に訪れる船を持つ運航者や、一年を通して中国諸港を訪れる大きな船隊を持つ運航者にとっては明らかにかなりの大仕事だ。しかしながら、船舶管理者に代わって契約を交渉し、それに署名する代行業者を起用すればこの負担も軽くなるはずだ。また、SPRO一社と年間建てで契約を結ぶか、あるいは異なる諸港で認定を受けているSPRO一社と包括契約を結ぶ(ただしこの場合は、依然として各港ごとにSPROと別途契約を結ぶ必要がある)ことも可能だ。

推奨される契約

MSAは2011年5月20日、船舶運航者がMSA認定のSPROと締結すべき契約のひな型を発表した。しかしながら、この契約書のひな型は修正されるか追加約款が加えられて改訂されることもある。IGAは、このMSAのひな型の見直しを行い、契約に盛り込むための追加約款を起草した。これらの追加約款は、作業の終了、および船舶運航者とSPROがそれぞれ付保すべき保険、に関するものだ。この追加約款の案文を含むIG推奨の契約書(識別名「2011年12月6日付けIG見本契約書」)はAnnex IIに掲載されている。

これまでメンバー各位には、本船対応計画書につき、他の諸国で求められる契約条件、および「IGの指針」と一致する契約についてお伝えしてきた。Annex IIに盛り込まれた推奨される契約は「IGの指針」に一致するものだ。添付の推奨される契約への変更を求められたメンバー各位は、そのような変更について、それが契約を「IGの指針」範囲から逸脱させることがないことをクラブでご確認いただきたい。

¹しかしながらIGは、揚子江(Yangtze River)の南通(Nantong)港は汚染処理契約が必要だと理解している。

料金体系

IGの理解では、SPROによって異なる料金体系を定めている。すなわちそれぞれのSPROは、契約船がSPROの役務海域に入る際の待機のための予約料(retainer fee; クラブによる保険担保の対象外)を、役務海域にいる同船に事故が発生した場合の汚染処理料、および航海建てか年間建てかの選択肢とともに、それぞれ異なる料金体系で船舶運航者に請求することを提案している。

参考のための一連の予約料が「中国交通企業管理協会」(CACEM)により発表されたが、同協会は中国各港を拠点とする多くのSPROによる組織だ。これら参考料金の分析を受けたIGは、それが特に他の諸国の汚染処理業者の請求する予約料に比べてまったく法外であり、妥当な水準を大きく上回るものだとCACEMに伝えた。

予約料や処理費用の料率は妥当な根拠に基づいて決められるべきものだ。メンバー各位は処理費用の料率が契約に盛り込まれていることを確認され、その妥当性に懸念を持たればクラブにご相談いただきたい。

IGの理解では、それ以外のSPROもまた、協会あるいは連盟を組織して中国の主要港での汚染処理業務を提供しようとしている。

契約について疑念を持たれる各位は、SPROとの契約締結以前にクラブにご相談されることをお勧めする。

IG加盟各クラブより同様のサーキュラーが発行される。

以上

(翻訳) ブリタニヤP&Iクラブ日本支店

本サーキュラーは英語版の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英語版の内容を優先下さるようお願い申し上げます。

本サーキュラーは専用バインダー Section 4. Pollutionにお綴じ下さい。

船舶汚染処理契約書(見本) [2011年]版 Agreement for Ship Pollution Response (Sample)

見本契約書の序文

1. この「見本船舶汚染処理契約書」(以下「本契約書」)は、船舶汚染処理契約制度の効果的な実施を目的に、「船舶による海洋環境汚染への緊急準備・対応に関する中国規則」第29条の定めに従って作成される。
2. 船舶の所有者、管理者または実際の運航者(以下「当事者A」)は、以下の諸法規に従い、本船の運航または入出港に先立って、資格ある船舶汚染処理業者(以下「当事者B」)との間で本契約書を締結する。上述の従うべき諸法規とは、「船舶による海洋環境汚染の防止と抑制の管理に関する中国条例」第33条、「船舶による海洋環境汚染への緊急準備・対応に関する中国規則」の関連規則、および「船舶汚染処理契約管理制度の実施に関する中国海事局細則」の関連規定を言う。
3. 本契約書上の権利と義務に関する各条項は強制規定であり、両当事者はこれら条項の内容を変更してはならない。本契約書に含まれぬ事項については、両当事者は追加契約を別途に合意することができる。このような追加契約は、両当事者の根本的な権利と義務に関する本契約書上の定めはもちろんのこと、いかなる場合も適切な法律、規則、ルールの諸規定に反するものであってはならない。本契約書の締結は、責任制限の権利を含み、適切な法律、規則、ルールに従って両当事者が享受すべき、または負うべき権利と義務を損なうものではない。
4. 角括弧のついた選択肢からの選択、および空所を埋めるべき内容は両当事者の交渉によって決められる。選択肢については、「✓」印を角括弧内空所に記入することにより選択する。両当事者が適用外とするか、または選択せぬものについては「×」印を角括弧内か空所に記入して削除のしるしとする。
5. 本契約書には14の通し番号(例えば01-1001-2011-0001)が使用される。最初の2つは中国MSA直属の各MSAのコード番号、3番目の数字は各船舶汚染処理業者の資格等級を示すもので、1級から4級までの各数字を示す。4番目から6番目までの数字は中国MSA直属の各MSAが定める船舶汚染処理業者のコード番号、7番目から10番目の数字は本契約書が締結された暦年度、11番目から14番目の数字は船舶汚染処理業者が決める本契約書通し番号、をそれぞれ示すものとする。

中国MSA直属の各MSAのコード番号は次の通り。すなわち、遼寧MSA 01、天津MSA 02、河北MSA 03、山東MSA 04、江蘇MSA 05、福建MSA 06、上海MSA 07、浙江MSA 08、広東MSA 09、深圳MSA 10、広西MSA 11、海南MSA 12。

当事者A : _____

所在地 : _____

法律上の代表者 : _____

連絡窓口(担当者名) : _____

連絡先住所 : _____

電話(24時間非常時対応用) : _____ ファクス : _____ E-mail : _____

当事者B : _____

資格等級と業務地域 : _____

所在地 : _____

法律上の代表者 : _____

連絡窓口(担当者名) : _____

連絡先住所 : _____

電話(24時間非常時対応用) : _____ ファクス : _____ E-mail : _____

「中国契約法」、「中国海洋環境保護法」、「船舶による海洋環境汚染の防止と抑制の管理に関する中国條例」(以下「條例」)、「船舶による海洋環境汚染への緊急準備・対応に関する中国規則」(以下「ルール」)および「船舶汚染処理契約管理制度の実施に関する中国海事局細則」(以下「細則」)その他の法規による適切な諸規定に従い、当事者AおよびBは、対等な協議の後、さらには相互の意図を誠実・全面的に、あるいはそのいずれかをもって表明したことに基づき以下の契約を結び、かつ双方が同契約を忠実に守るべきことに合意する。

第1条 当事者Aの権利と義務

1. 当事者Aは、本契約書のもとでの役務提供を受けるため、本船(以下「契約船」とし、付録Iに記載する)の基本情報を当事者Bに提供し、当事者Bの役務海域への契約船の進入に先立つ__日以内に、両当事者の合意した時間、方法、内容に従って契約船の動的情報を当事者Bに知らせることとする。当事者Aは付録Ⅲ第1条の各枠に記入することにより、本項で求められる動的情報を__日以内に提出すべきこと。当事者Aは、当事者Bの役務海域からの出帆に先立つ__時間前に、契約船の適切な動的情報を当事者Bに知らせることとする。当事者Aは、本契約書第2条2項の規定に従って当事者Bが行った緊急待機に関する情報の受け取りを文書で確認すべきこと。
2. 当事者Aは、本契約書の写し一部を契約船内に保管し、船内の適切な複数職員をして本契約書の内容、および当事者Bの策定した「汚染処理作業計画書」の内容に必ず精通せしめるべきこと。
3. 当事者Aは、細則で求められる、当事者Bによる船舶汚染緊急処理訓練の実施に協力する。
4. 当事者Aは、契約船で汚染事故が発生した場合は即座に当事者Bにこれを知らせ、汚染の抑制と清掃の作業を組織立てて実施すべきこと。当事者Aは、その作業の終了後、当事者Bと協力して作業の評価を行うべきこと。

第2条 当事者Bの権利と義務

1. 当事者Bは、海事局(MSA)の承認した適切な資格を持ち、それに対応する汚染処理能力を保持する。
2. 当事者Bは、第1条1項の定めに従って当事者Aにより提供された、契約船の適切な基本情報および動的情報の受け取りを文書で確認し、さらに両当事者の合意した時間、方法、内容に従って当事者Bが行った適切な緊急待機に関する情報を当事者Aに伝えるべきこと。当事者Bは、付録Ⅲ第2条に定められた方法に従って、上記情報の受け取りを知らせるものとする。
3. 当事者Bは、役務海域への契約船の進入に関する通知を受け取り次第、非常事態用の船舶、設備および人員が待機していることを確認すべきこと。当事者Aの契約船が役務海域から出帆したとの通知を受けた後は、当事者Bはそのような待機状態を解除することができる。

4. 当事者Bは、本契約書を締結する際に、自ら策定した「汚染処理作業計画書」の中国語版か英語版、あるいはその双方を当事者Aに提供すべきこと。
5. 契約船で汚染事故が発生すれば、当事者Bは、当事者Aの指揮のもと、即座に汚染抑制・清掃作業を行う。さらに(当事者B)は、清掃作業が終わった後、当事者Aと協力して作業の評価を行うべきこと。

第3条 費用

1. 当事者Aは当事者Bに対し船舶汚染処理契約費用を支払うが、同費用は緊急準備のために出費した合理的な費用を当事者Bに補償する目的で両当事者が合意した料率(付録Ⅱ(1))と支払い方法に従うものとする。
2. 当事者Bが汚染事故発生後に汚染の抑制・清掃作業を本契約書に従って行った場合、当事者Aはそのような作業で実際に要した合理的な費用を付録Ⅱ(2)に示される料率に基づいて当事者Bに支払う。
3. 汚染の抑制・清掃作業が30作業日を超えて続く場合、当事者Bの作業が円滑に行われることを確保するため、当事者Bは当事者Aに対し、自らが行った作業につき、30作業日ごとに暫定金額の支払いを求めることができる。この仮払いは、当事者Bが当事者Aに対して請求書を発行した後、当事者Bの指定する口座に30作業日以内に支払われ、同仮払い相当額は最終請求額から差し引かれるものとする。
4. 汚染抑制・清掃の作業が終了次第、当事者Bはそれに要した費用の内訳と予備的証拠を当事者Aに提出するものとするが、そのような仮請求には、出費した金銭の請求書類や人員に対する支払いの明細を添付して十分な裏付けがあるものとするべきこと。当事者Aは議論の余地のない金額については30作業日以内にこれを支払い、合意できない金額については、必要があれば適切な担保を提供するが、そのような担保は、申し出があればP&Iクラブからの保証状という形式になる。両当事者間の論争はすべて第8条で合意された手順に従って解決されるものとする。

第4条 連絡窓口(担当者)

1. 両当事者は自らの連絡窓口(担当者)を手配し、本契約書に従って非常時の準備と対応を行う間、双方窓口の間で接触が保てることを確保する。当事者Bの提供する電話番号は非常時用のものであり、常に応答可能な状態に保つべきこと。
2. 両当事者のいずれかが、その連絡窓口(担当者)あるいはその連絡先を変更すべき場合、当該当事者は他方当事者に対し時宜に叶った方法による文書でこれを知らせ、他方当事者からの確認通知を受け取るまでは一切(連絡先を)変更してはならない。

第5条 守秘義務

本契約書の締結後、その効力の有無を問わず、あるいは本契約書が終了していても、両当事者には、他の当事者が提供したすべての資料および情報の秘密を保つ義務がある。ただし両当事者は、それぞれの保険者、およびそのような資料や情報を法律に従って入手できるMSAなどの政府当局に開示できる場合を除き、そのような資料や情報の内容を公開してはならない。

第6条 契約の発効、変更および終了

1. 本契約書の効力は次のいずれかによる。
 - [] ___年(または月数)による固定期間
 - [] 契約船の___航海(各航海の時間は別途合意により決定される)

本契約書は両当事者が署名し押印した時に効力を生ずる。

2. 汚染の間の作業が必要でない場合の契約の終了

当事者AまたはBが本契約書を変更または終了すべき場合は、当事者AまたはBは、合意した方法によって他の当事者に対し30日前の通告を出すものとするが、そのような変更や終了は、両当事者の交渉を経た上での合意により文書で確認される。しかしながら契約船が当事者Bの役務海域に進入した後は、いずれの当事者も本契約書を変更または終了しないものとする。

処理業務の終了：本契約書中の他のすべての条項にかかわらず、各当事者は、MSAとの話し合いの後、他方の当事者に対する通告をもって、本契約書のもとで提供されている汚染処理業務またはその一部をいつでも終了することができる。そのような通告が出されれば、当事者Bは当該汚染処理業務またはその一部を直ちに打ち切って必要な動員解除を行う一方、当事者Aは、第3条4項に従って未払いの費用をすべて支払うものとする。

3. 本契約書を両当事者が終了するか、または本契約書が一方の当事者の違反により無効となる場合は、これを即座にMSAに報告すべきこと。

保険：当事者Aは、本契約書に基づく債務を担保するための適切なP&I保険を付保することを保証する。当事者Bは、本契約書に基づく債務について、次の最低金額までを担保する。

1級SPRO：RMB 2,000,000 (RMB 200万)

2級SPRO：RMB 1,500,000

3級SPRO：RMB 1,000,000

4級SPRO：RMB 500,000

さらに(当事者Bは)当該保険の仮証書(cover note)を含む保険証券の明細を提供すべきこと。

第7条 契約違反および不法行為に対する責任

1. 一方の当事者が、本契約書に対する違反により、あるいは本契約書履行中の過失により、他方の当事者に損害または損失を与えた場合、前者は後者に対し本契約書に従って契約違反に対する責任を負うか、または適切な法律に従って権利侵害に対する責任を負うべきこと。
2. 当事者AまたはBが本契約書履行のために第三者に損害または損失を与えるか、または第三者が当事者AまたはBに損害または損失を与えた場合、関係当事者は、適切な法律の定めに従って、それに応じた責任を負うべきこと。
3. 当事者AまたはBが、「船舶汚染事故緊急指揮機関」またはMSAの命令や要求を履行するために本契約書のもとでの義務の(一部または全面的)履行を怠った場合、当該当事者は契約違反に対する責任を免除されることがある。しかしながら当事者Aは当事者Bに対し、本契約書第3条の定めに従い、当事者Bが本契約書に従って実際に行った汚染抑制・清掃の作業に要した費用を支払うこととする。

第8条 準拠法と裁判管轄

1. 本契約書、および本契約書から生じる論争は中国法に準拠する。
2. 本契約書から生じるいかなる論争も、すべて両当事者による話し合いで解決されるものとする。話し合いの後に結着のつかぬ論争は以下の手段で解決される。

[] 調停に向けMSAに付託する。

[] その時点で有効な仲裁規則に定められた(仲裁地名)での仲裁のため、「中国海事仲裁委員会」に付託する。

[] 管轄権を有する中国裁判所に提訴する。

第9条 本契約書に含まれぬ事については、両当事者は追加契約を締結することができる(付録Ⅲ)。

第10条 本契約書の控え

本契約書原本は__通作成され、それぞれの控えは同じ法的効力を持つ。当事者Aは控え__通を保持し、当事者Bは控え__通を保持し、さらに当事者Bにより控え1通が各港の現地MSAに提出されるが、それは本船の入港、運航または出航に遅れが生じないようなやり方によるものとする。

当事者A (印章) : _____

法律上の代表者/委託代理人 : (署名) _____ 年 月 日

当事者B (印章) : _____

法律上の代表者/委託代理人 : (署名) _____ 年 月 日

付録 I : 契約船リスト

船名	IMO番号/呼出符号	その他必要事項

付録Ⅱ(1): 船舶汚染処理契約料

付録Ⅱ(2): 船舶汚染処理費用の料率

付録Ⅲ: 追加契約(もしあれば)

第1条1項および第2条2項の各枠に記入

支払い方法

AnnexⅢ

委任状

委任者： _____

住所： _____

法律上の代表者： _____

連絡窓口(担当者名)： _____

連絡先住所： _____

電話： _____ ファクス： _____ E-mail： _____

契約船名： _____

代理人(代理店の名称または船長*の氏名)： _____

住所： _____

*委任者が契約書への署名を船長に委任することができるのは、非常時または本船が予定外で中国の諸港に入る場合のみとなる。

法律上の代表者： _____

住所： _____

連絡窓口(担当者名)： _____

連絡先住所： _____

電話： _____ ファクス： _____ E-mail： _____

当社は、「船舶による海洋環境汚染の防止と抑制の管理に関する中国条例」、「船舶による海洋環境汚染への緊急準備・対応に関する中国規則」および「船舶汚染処理管理制度の実施に関する中国海事局細則」の諸要件に従い、「船舶汚染処理契約書」(以下「契約書」)への署名その他の関連する諸問題につき、「船舶汚染処理管理制度の実施に関する中国海事局細則」第18条3項に定義される代理人として、ここに貴社を指名する。

本状によって代理人に付与される権限は以下に制限される。

中国にある相応の有資格船舶汚染処理業者との間で、契約書の条件や約款、および署名後の契約書の修正・延長・終了に関して交渉すること。

当社に代わって船舶汚染処理契約書に署名すること。

署名された契約書を中国の主管海事局に提出して許可申請をすること。

当社の指示のもと、契約書に基づく船舶汚染処理予約料を支払い、同予約料の払い戻し金を署名後の契約書に従って回収すること。また、同予約料の領収書を受け取ること。

契約書の署名に関連して当社が指示する、その他すべての問題を処理すること。

この委任の効力は、航海建ての契約については契約船が役務海域から離れたとき、期間建ての契約については合意した期間が終わったとき、にそれぞれ終了する。

この委任は(適切であれば)次の諸港においてのみ効力を持つ。

委任者 : _____

法律上の代表者 : _____

(法律上の代表者の署名と社印)

年月日 : _____

AnnexIV
契約要件一覧表

船種	ばら積みの油を輸送中の船舶			油以外のばら積みの液体有害貨物を輸送中の船舶		その他の船舶	
	港内	入出港	海上での貨物移送	入出港	海上での貨物移送	入出港	海上での貨物移送
SPROの資格等級							
1級		10,000GT以上	20海里の外側	10,000GT以上	20海里の外側	50,000GT以上	20海里の外側
2級	2,000GT以上 10,000GTまで	10,000GT未満	20海里の内側	10,000GT未満	20海里の内側	30,000GT以上 50,000GTまで	20海里の内側
3級	600GT以上 2,000GTまで					20,000GT以上 30,000GTまで	
4級	600GT未満					10,000GT以上 20,000GTまで	